

平成30年6月19日

保護者様

京都市立醍醐中学校
校長 和田 徹矢

【保存用】 台風に対する非常措置のお知らせ ～基本パターンを示しています～

本校においては、台風により

「**京都市**」に (テレビやラジオにおいては「京都南部」また「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)

「**特別警報**」または「**暴風警報**」が発令された場合,
(特別・暴風以外の「○○警報」や「○○注意報」等は該当しません)

下記のような措置をとります。テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にご注意ください。

記

1 特別警報について

- 1 登校前に発令された場合 命を守る行動を取ることを最優先し、登校を見合させて自宅待機

2 解除された場合

午前 0時までに解除になった場合	5校時から始業 (給食なし)
午前 0時現在、警報発令中の場合	臨時休業

- 3 在校中に発令された場合 下校の安全が確認できるまで学校待機

2 暴風警報について

- 1 登校前に発令された場合 「暴風警報」が解除されるまで自宅待機

2 解除された場合

午前 7時までに解除になった場合	平常授業 (給食あり)
午前 9時までに解除になった場合	3校時から始業 (給食あり)
午前 11時までに解除になった場合	5校時から始業 (給食なし)
午前 11時現在、警報発令中の場合	臨時休業

- 3 在校中に発令された場合 下校の安全が確認できるまで学校待機

平成30年6月19日

保護者様

京都市立醍醐中学校
校長 和田 徹矢

【保存用】 地震に対する非常措置のお知らせ ～基本パターンを示しています～

本校においては、

「京都市」に (テレビやラジオにおいては「京都南部」また「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)
「震度5弱以上」の地震があった場合、

下記のような措置をとります。テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にご注意ください。

記

- 1 登校前に、震度5弱以上の地震が発生した場合、次の登校日を臨時休校とする。

午前 0時までに発生した場合	翌日を臨時休業とする
午前 0時以降、登校までに発生した場合	当日を臨時休業とする

- 2 休業日、休業前日に発生した場合、原則として休業あけの登校を臨時休業とする。

ただし、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、H P (ホームページ)により授業等を実施する旨を連絡します。

- 3 在校中に発生した場合、下校の安全が確認できるまで学校待機とする。

- 4 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡します。